

## 総務文教常任委員会

平成25年12月11日(水)

### ◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(山田 勇) ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

出席委員は8名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり、付託案件7件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、12月3日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田 勇) ないものと認め、提案理由の説明は省略することにいたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案第8号、議案第10号、議案第6号、議案第7号、議案第2号、議案第4号、議案第5号の順番で審査を行います。

最初に、議案第8号 西いぶり広域連合規約の一部を変更することについてを議題といたします。

それでは、議案第8号の質疑をお願いします。

○委員(小久保重孝) 西いぶり広域連合規約の一部を変更することについてですが、私は今広域のほうに出ささせていただいておりますので、説明も聞いておりますが、改めて影響額についてどのようにお聞きになっているかお伺いをしたいと思います。

○総務課長(松井知行) お答えいたします。

今回全体の人口でいいますと9,000人ほどの人口が減っております。割合的には室蘭市が5.6%の減、それから登別市が3.9%の減、伊達市が2.5%の減、それで壮瞥町が10%の減というような割合になっております。比率については、伊達市と登別市が室蘭市の減少分をかぶるという形でふえるという形になりまして、0.4%の増という形になりまして、限度額が6億とした場合に250万ほどの増額となります。

以上です。

○委員(小久保重孝) そのようなことで全体で減少しているのですけれども、割合的には伊達市としてはこれからふえていくということでございます。それで、これ広域のほうで説明もなされているのですが、伊達市として広域連合に参加して当初のお話からこうした人口の増減によって負担が変わってくるということについての市の受けとめ方というのだけお聞きして終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。

○総務部長(篠原弘明) 今回次年度共同電算システムを入れかえるということで、前回はこれ19年に入れかえて、そのときの直近の数字を使っていたということですから、これはやはり最新の数字を使ったデータでやるのが一番フェアなやり方かなというふうに思っておりますので、今回の改正については妥当なものというふうに理解をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第8号の討論に入ります。

議案第8号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いします。

○委員長（山田 勇） 次に、議案第10号 伊達市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題といたします。

それでは、議案第10号の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 今回の件については、本会議の大綱質疑でも同僚議員が質疑をしておりますけれども、今回の任期つき職員の採用等に関する条例、条例ができてしまうと、いろんな法律もそうですけれども、ひとり歩きしていくということが心配されるわけで、今回の議案説明資料によりますと想定している部分として有珠山噴火の災害発生時に想定される一時的な人員不足に速やかに対応できるというようなことが説明に載っております。それで、これ国会でも論議になりまして、全国各地のいろいろなところで公務に有用な専門知識を有する者ということできざまな市の有する公務的な仕事、これに対しての拡大につながっていくのではないかとということが論議になりまして、例えば保育士さんですとか、そういったものに拡大されていくのではないかと。今公が雇うところで官製ワーキングプアの問題なんかも起きておりますし、こういった点について拡大運用されていくおそれはないのか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○副市長（疋田 洋） 現状の中では、拡大解釈をするということについては考えてございません。当面大綱質疑の中でもお話をしたように、今回についてはいわゆる農業分野に関する専門家ということ想定した中でこの条例制定しておりますけれども、それ以外について今拡大解釈をしてそこに当てはめるといような考え方は持っておりませんので、そこについては十分皆さん方の中でご確認をいただければなと思っております。

○委員（吉野英雄） それで、今副市長のほうからご答弁がありましたので、拡大解釈になっていかないように運用を図っていくということで考えていきたいと思えます。

それで、専門的な知識、経験を有する者を最長5年というふうに期限を決めております。これは、採用することによって5年間で一定の成果が上がった場合の想定をしてやっていくということだと思いますが、これの延長する場合についてはどのような取り決めでやっていくのでしょうか。

○職員法制課長（松山和憲） お答えいたします。

今回の任期つき職員の第2条の任期つき職員になりますけれども、法律上は一般的に一般任期つ

き職員という呼び方されております。これについては、5年以内という任期の中で任用していくわけですが、基本的に専門的な知識を有する人間を5年以内で雇って、その方というのは単独で仕事をするわけではございませんで、いずれかの部署の中で組織の一員として活動していく形になると思いますので、そうした中でそういう専門的な知識を持った方と一緒に仕事をする中で課内、部内の職員のスキルというものも上がっていくと思いますので、基本的にはこの条例をもって任用される職員は5年ということで、それ以降の継続任用はないというふうにご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 最長5年ということでありまして、例えば非常に有能な方で専門的な知識を有して、それを5年は過ぎただけでも、役所としてさらに専門知識を生かして逆に任期つきではなくて職員として採用したいというような場合も現実にやっぱりその方の能力に応じてあり得るのかなと思っておりますが、そういった場合についてはどのように対応されるおつもりでしょうか。

○職員法制課長（松山和憲） 今ご質問の任用した方がかなり有用な方であって、さらに継続してとどめておきたいという場合ですけれども、可能性としては臨時職員なり嘱託職員として任用していく可能性はあるかと思っております。ただ、一般職の正職員としての任用になりますと、これは改めて新規学卒採用あるいは社会人採用といったような枠の中で公募を通じて、その方ということではなくて、仕切り直しの上で任用していくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 何度も済みません。確認しておかなくてはいけないなと思ひまして、専門知識を有するという事で一定のスキルのある方が当然採用されるということだと思ひます。それで、このことが新卒採用の枠を、全体の枠を狭めるということになると、これもまた逆の意味で問題になるというようなことで今課長がご答弁になりましたので、どっちがいいのかというのは一概に言えないのですけれども、今現在就職難というような状況を考えると、これからの人事構成なんかも考えていきますと、当然新規採用でできるだけ庁内で教育をしてスキルアップをさせていくというのでも考えながらいかなければいけないということだと思ひますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思ひます。

それで、もう一つ、給与等の関係ですけれども、一般職員同様に給与条例及び初任給等規則に基づいて号俸を決定して、各種手当、勤務条件等についても一般職員と同様というふうになっております。一定のスキルを持った方ということになりますと、いきなり初任等級のところの号俸に張りつくのかどうか、これはわかりませんが、いろんなケースが考えられると思ひますが、それらについては公平性だとか、そういうものはどのように担保されるのでしょうか。

○職員法制課長（松山和憲） 今質問にありましてお通り、基本的には給与については正職員といひますか、一般の職員、一般職と同じ形になります。ただ、任用される方の年齢によって学歴、経験年数等換算して、それは初任給を基準に経験年数等を換算しまして一応の給与は出されるわけですが、一般の職員との均衡というものもござひます。例えばこの条例をもって任用される一般の任期つき職員の年齢がかなり高い年齢ということになりますと、私どもの再任用の職員との均

衡ということも出てまいりますので、基本は学歴、経験年数換算して決定しましたその範囲内で任命権者が給与を定めるという形で任用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 今の質疑で大体のことはわかるのですが、今想定している方がいるという中でなぜこの条例をつくってまで採用予定といたしますか、見込みといたしますか、今ある面制度を整えているわけですが、ほかにもいろんな方法が考えられたのではないかとこのように思うのですが、要するにこの条例をもって採用するというこの意味といたしますか、目的といたしますか、市としての考え方がかなり強くあったのかなというふうに思っておりますが、この辺についてはどのようにお考えですか。

○職員法制課長（松山和憲） この条例の制定のきっかけでございますけれども、先ほど副市長から説明ありましたとおり、昨年、ちょうど1年ぐらい前に経済環境部のほうから最近職員が若返っていて、過去には特に農業関連でいえばいわゆる農業畑を歩んできた専門性を持った職員というものが多かったわけですが、かなり今は職員が若返っている中でそういう専門性にちょっと希薄なところがあって、ある程度アドバイザーといたしますか、コーディネーターといたしますか、そういったような農業関係の専門員を任用したいという相談をちょうど昨年の12月ぐらいに受けたところでございます。その際に臨時職員としての任用はどうか、嘱託職員としての任用はどうかというふうなお話をさせていただきましたが、臨時職員につきましてはご案内のとおり地公法の中で6カ月、マックスで12カ月を超えての継続的な任用ができないということになっております。また、非常勤嘱託職員につきましては非常勤でございますので、我々一般職員週38時間45分という勤務時間の中でやっておりますが、嘱託職員についてはそれより少ないマックスでも35時間以内というような任用になっておりまして、さらに時間外というのも基本的にはないという形になります。そうした中で相談の中ではフルタイムでの任用をしていきたいというような話がございますが、たまたま昨年から私どものほうで姉妹都市の亘理町に職員を1人派遣しておりますが、そのときはたまたま市内で募ったところ希望する職員がおりましたけれども、もし希望する職員がいなかったときにということで一応私なりにはこの任期つき職員の法律というものを浅くではありますが、勉強させていただいてまして、ちょうどその1年前の経済環境部からの相談受けましたときにいろいろ話を聞いていくと、この法律、平成14年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律施行されておりますので、そして全国ではこの法律に基づく条例を制定して運用している自治体が全国津々浦々ふえておりまして、これから農業、経済環境部にかかわらず、そうした職員の育成というか、そうした面でもこういった話は多くなるのかなということでもはやこの条例を制定していくしかないかということとあわせて、いずれ来るであろう有珠山噴火に備えて業務量の一時的な増大ですとか、そういったようなことも考えられますことから、この際条例としてしっかり整備していつでも対応可能、できるような状態にしていきたいということで今回提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 説明をしていただいてよくわかりました。任期のことなどが大きかったの

だなどいうふうに思っておりますし、また互理の関係もあってこのことこれから想定される農業分野だけではなくて、いろんなことにも対応可能だということもよく理解いたしました。

それと、あともう一点だけ、先ほど一般職と同様の待遇の部分のお話もございました。最終的には、任命権者が決定をするというようなことでございますけれども、実際の現場の中でどのような取り扱いになるのかなというのがちょっと気になっておりました。一般職と同じということでございますから、当然どこかの部門に入って例えば部長と横並びなのか、課長と横並びなのか、そのことによって組織としてどう働くかというところがはっきり決まってくるわけでありまして、今想定される方についてはそういういろんな活躍を期待をされているということですが、実際のどのような職につくことになるのかを最後お聞きして終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。

○職員法制課長（松山和憲） お答えいたします。

いわゆる職階といいますが、その関係でございますけれども、その時々はどういった専門性を持った職員を任用していくかということに応じてその都度原課と協議して決めていく形になるかと思えます。また、全国の事例を見ますと、部長級ですとか、課長級ですとか、係長級ですとか、そういったような任用事例が多々見受けられるところでございますけれども、今回のこの条例議決いただきましたら、次年度に向けて任用していくその農業分野の職員につきましては詳細はまた経済環境部と協議していく形になりますけれども、現在では課長補佐クラス的な立場で職員を任用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第10号の討論に入ります。

議案第10号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いします。

○委員長（山田 勇） 次に、議案第6号 伊達・壮瞥学校給食組合の解散についてを議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 給食議員をさせていただいておりますから、私のほうではある程度調べはさせていただいておりますが、改めてこの解散についてということでスケジュールのほうも説明資料のほうにつけていただいておりますけれども、実際に解散して26年の4月1日以降の状況というのをもう少し説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） お答えいたします。

まず、一部事務組合の解散後、今構成員となっております壮瞥町から事務の委託というものを受けてまいります。そして、伊達市が今度給食センターを運営していくこととなりまして、その中で伊達市内の小中学校及び壮瞥町の小中学校、それらに給食を配送するというについては今までと同じような形で進めてまいります。

以上です。

○委員（小久保重孝） 事務の手続が変わるけれども、新しい給食センターができるまでの間は今までと同様の形態で運用されるということによろしいでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） そのとおりです。今までと同じような形態で給食は提供されるということでございます。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 伊達・壮瞥学校給食組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

それでは、議案第7号の質疑をお願いします。

○委員（上村 要） それでは、財産処分の件なのですが、財産処分については全て伊達市のほうに帰属するというようなことになっておりまして、この中に旧施設で使っていた建物、物品、そのほか基金、これら全部帰属させるということになると思うのですが、そこでこの建物が新しい施設ができれば解体、取り壊しをするようになると思うのですが、そちらのほうの費用というのは当然当市のほうで負担するようになると思うのですが、その辺の金額的なものは出ているのでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 解体費用につきましてですけれども、概算の見積もりは出ておりました。約1,000万ほどかかる解体費用となる見込みでございます。

以上です。

○委員（上村 要） そうしましたら、施設整備基金のほうに6,300万ぐらいの残高がありますが、これらの扱いはその後はまたこういう積み立てで、1,000万かかる費用は落としても、それ以外にも新施設に移行するというようになってこの基金を使っていく予定があるのか、それともこのまま継続してこのような形で積み立てをしていくようなことを考えておられるのか、その辺はどのように。

○教育部長（松下清昭） この取り扱いにつきましては、伊達市になりましても基金条例をつくりまして残していく考えであります。それから、取り壊し費用ですとか、そういう部分はそちらの基金を取り崩すのか、そうではないのかというのはその時点で考えていくことになると思います。

○委員（小久保重孝） これも給食議会で出ておりますけれども、伊達市議会のほうでも確認ですが、説明資料の中の給食費の未収金の取り扱い、744万2,714円、伊達が734万1,444円となっております。この取り扱いについては、どのようにお考えですか。

○教育長（菅原健一） この関係については、壮瞥と伊達とでこのような形でそれぞれ引き継ぐということになっております。それで、伊達市の部分については、4月以降給食センターが市の組織になりますので、引き続きこの残っています734万1,444円ですか、これについては引き続き未収金の回収を今までどおり進めていきたいというふうに思っております。

○委員（小久保重孝） 回収の努力をされるということなのですが、もう年限が決まっているものもあると思いますので、見込みとしてはどの程度まで回収が可能なのか、ある面この部分は非常に難しいということなのか、現状の押さえとしてはどのようになっているのかだけお聞きをして終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。

○教育部長（松下清昭） 学校給食費につきましては、私債権という形になりますので、税などとまた違わまして強制執行等できないような形になっております。ただ、給食センターのほうでも現在この未収金についてかなり収納率を上げておりますので、このような形で取り組んでいまして、在学児童がいる部分につきましては不納欠損という形で落とすわけにもいきませんので、何らかの形で手を尽くして少しでも未収金を減らしていきたいとは考えております。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入ります。

議案第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（山田 勇） 次に、議案第2号 財産の取得についてを議題といたします。

それでは、議案第2号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 議案第2号 財産の取得ということで、トレーニング室の備品の関係でございまして。入札結果で株式会社スポーツハウス伊達店が決まったということで、内容は入札内容も含めて調査をしておりますので、大体それは結構なのですが、入札がたしか2回行われて最終的にくじで決定ということの経過がございました。この辺の関係の状況だけ簡単にご説明をまずいただ

きたいなと思います。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

今回の設計に当たりまして、設計価格であります比較価格なのですが、私どものほうで3社の業者さんのほうから参考に見積書等を徴しまして比較価格というのを設定させていただきました。その上で入札が行われたわけなのですが、当該価格よりも上で不調に終わったという状況でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 比較価格がかなり実数に近いということだったのかなというふうに思っておりますが、結果的には何とか3社が入札で決めていただいたので、これはこれとしてよしとして受けとめていきたいと思っておりますが、その数字の今おっしゃったような比較価格という参考にする数値のことにしてもう少しいろんな数字をとる余地がなかったのかなというふうにも思ったところなのです。ただ、これもなかなか専門性のある機材だから、これも仕方ないのかなというふうにも思っておりますので、そういった点がちょっと気になっておりました。結果として市内の事業者が決定されたので、そのことをもってよしとしたいと思っておりますが、あともう一点だけ、この中に含んでいるのか含んでいないのかなのですが、メンテナンスといいますか、機材が壊れるとか、また保証の関係、これは経年劣化の部分は当然出てくると思うのですが、初期不良を含めて1年、2年、3年の中でそういった決め事というのはどうなっているのかご説明いただきたいなと思います。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

各提案いただいたメーカー等のほうにも確認したのですけれども、基本保証期間は1年ということとでこのメーカーもお話を伺っております。故障等メンテナンスの関係なのですけれども、1年目は保証ということで、2年目以降保守点検等で10万から15万かかるのではないかとというふうに伺っています。その後また故障、また稼働状況によっても変わってくるかと思うのですけれども、例えば全マシンの稼働率が高くて全体を部品交換等行っていった場合には、全ての機種だとすると200万ぐらいかかるのではないかとというふうにメーカーのほうから伺っています。

以上です。

○委員（小久保重孝） 1年保証ということで理解をいたしました。この範囲ちょっと外れてしまうかもしれませんが、今の答弁でいくとある面、では今の機材は何年ぐらいの言ってみれば耐久年数、耐用年数ということで考えているのかということと、当然1年を超えた部分での今補修費というのは10万から15万とおっしゃったけれども、たしか今カルチャーセンターのトレーニング室のウォーキングマシンが壊れてちょっと問い合わせをしていただいたら、大変高いものになるというようなお話も以前ございました。そういうことを考えたときに、家庭用のものとちょっと違うので、10万、15万ではおさまらないのではないかなというちょっと心配がございます。それをだから逆に何かもっと担保するような契約といいますか、そういうものがないのかどうかというのはちょっと以前から感じていたところでもあります。個人向けにはさまざまな保証の制度があるのですが、公の機関との契約というところにおいてこういった修繕にかかわる長期契約みたいなものというのはな



いのでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 今回の入れるマシン類なのですけれども、基本的に耐用年数というのがスポーツ用具として法定で3年ということで伺っています。現在のカルチャーセンター、平成6年、7年等に整備されているマシン等でも現在に至るまで修繕しながら使っている部分があるのですけれども、年間での保守点検等はほぼ似たような十数万だったと思うのですけれども、かかっております。今委員おっしゃった修繕にかかっての特別な長期契約と申しますか、そういった方策があるかどうかということまで私どものほうはまだメーカーのほうと話は聞いておりませんが、基本1年保証ということと、今回カルチャーセンターのほうの機材も処分するに当たってどうするかということがあったものですから、それらを確認したところ使用で5年以上利用しているものはあいうマシン類は流通しないというようなお話も伺っていますので、そのようなメンテナンスでいう修繕に当たっての契約というのはなかなかないのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） これでやめますが、なかなかそういう長期での修繕契約みたいなものないのだろうと思います。ただ、確認がとれるようでしたら調べていただきたいことと、今耐用年数が3年ということでございましたから、改めて3,000万ずつ将来負担というものを考えていかなければならないのかなということをごとびっくりしております。そのことは、その都度3年をできるだけ延ばして5年、7年使っていくというような考え方だとは思うのですが、その辺の機器の取り扱いについての見込みというのは長期にわたってこのぐらいかかるということは内部的には数字としてもう出しているものなののでしょうか、まだそれはそのときにならないと示さないものなののでしょうか、いかがでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 内部的には、長期的にどの程度のランニングコストかかってくるのかという数字のほうははじき出しておりません。先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、例えばランニングマシンでいけば2万から3万キロの使用があればベルト等の交換が伴ってくるというような、機種によって違い等もあるとは伺っているので、そういう保守ですとかの年間の点検については経費先ほど申し上げたとおり伺っておりますけれども、将来的に修繕含めてどの程度までかかってくるのかというところは申しわけないのですが、押さえてございません。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第2号の討論に入ります。

議案第2号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、議案第2号については原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（山田 勇） 次に、議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定について（だて歴史の杜カルチャーセンター）を議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 今回の指定管理の件でございますけれども、5年間ということ再度指定をするということになっていくのだと思います。それで、説明資料で審査結果一覧表というのが出ておまして、相当なばらつきというふうにはいきませんが、委員によってはやはりかなり厳しい採点をしている方もいらっしゃるということで、以前にも相当なばらつきがある指定管理の施設がありまして、その際に私どもやはりこの6段階でいろいろ評価するというよりも、例えば平等性の中身をもう少し細分化できないのかというようなご提案をしました。ただ単にいくくりで採点をするという方法でいいのかなというふうに感じまして、その点について委員会でも申し上げたのですけれども、このやり方でいきますと非常にばらつきが出る可能性があって、この採点に本当に議会で審議する際に信頼性があるのかどうかということにまで話がいつてしまいますので、この辺についてのお考えはどのように考えていますか。

○教育長（菅原健一） この指定管理の関係については、総務部ですか、そちらが担当になってこれを構築しております。その中で基本的な形がこういう形ということになっておりますので、そこをどう変えていくのかというのはいろんな意見が出てきたらまた総務部のほうとも相談して変更できるものはしていかなければならないのかなというふうには思いますけれども、現時点今回については前回もこういうような形でこの施設はやっておりますので、今回もこの形でやらせていただいたということでございます。

○委員（吉野英雄） 5名の方の委員がそれぞれ採点をされておりまして、全体として6割という得点を得たものについてやっていくということなのですけれども、非常に市民にとってどうなのかなという点についてかなり低い点数をつけられている方もいらっしゃる、これはどなたがつけたのかわかりませんが、平等性の問題ですとか、これ大変市民にとっては非常にどうなのかという問題、それから経済性を挙げられた方もいらっしゃいますけれども、特に市民の利用に当たっては平等性が確保されているのかという点についてこれだけ点数に開きがあるというのは一体どうということなのかなと。何か採点した後に委員同士で話し合うような場というのはあるのですか、どうなのでしょうか。

○教育部長（松下清昭） 現状の中の評価の仕方でございますと、採点した結果が総体点の6割超えておりますので、そのような機会は設けておりませんでした。

○委員（吉野英雄） これオリンピックの話するわけではありませんけれども、例えば採点が割れた場合には採点をした者同士で協議する、あるいは話し合うという場がなければ、点数つけてあとは終わりというのでは、例えば平等性の観点からこういった点に問題があるのだというふう指摘をされた委員がもしいたとすれば、それを指定管理を受けたところに対してこういう点について指摘があったので、改善をしてくれとか、今回は指定管理として認めるけれども、こういった点に

ついて改善が見られないようだったらこの次本当に厳しい採点になるかもしれぬとか、いろいろやっぱり注文をつけていかななくてはいけないと思うのです。どういう意図で9点つけられたかわかりませんが、採点をしてあとは集計したら終わりというのではなくて、やっぱりもうちょっとやっていく必要があるのではないのかなと。これは、今回の指定管理の指定とはまた別の話ですけども、最近ばらつきが出てきて困ったものだなというふうに思うのです、議会で議決する際にも。やっぱり一定の各委員が問題なく採点されているという方法でないと、なかなか議会としても市民に説明がつかないということになりますので、この辺はぜひ、これは総務のほうの担当だと思いますが、そういう担保するような場面をつくっていかなくてはいけないなというふうに思っております。担当の部とぜひ協議をしていただければというふうに提言だけさせていただきます。

○委員（滝谷 昇） カルチャーセンターの運営については、現在の指定管理されている団体については私はよくやっているなど、よくやっていたいっているなどという評価している一人であります。ただ、せっかくきょう傍聴でも見られているので、実態を理解していただきたいなという思いもあってちょっと発言させていただくのですが、もちろん教育委員会の皆さん方、要するに管理者としての責務なり何かあると思いますので、もちろん建前上でいえば審査の要件に平等性だとか何かいろいろありますから、そういう絡みで発言させていただきますが、実はメセナのカルチャーセンターで事業をやるとき、例えば何とかの劇団とか、それから音楽会とかあって、そしてその券の発売するわけです。そして、その中にメセナ協会の会員で優待で事前に会員宛てに、私も会員の一人ですけども、案内来て、一般の発売の前の1週間とか10日前に会員宛てで案内来て、そしていつから、例えば10日から会員向けの発売しますよと、そして朝8時から実はメセナの担当者が事務所の前のあそこに椅子やテーブル置いて受け付けやっているのです。私も何回か行くのですが、早く行ったほうがいわゆるいい席とれるなと思って行くのですが、そのとき私二、三回行っているけれども、たしか8時でしたよね、受け付け開始。違ったか。その時間、朝早いのです。そこで行ったときにやっぱり10人とか、本当にうれしいことにそういう行事について、観劇とか、あるいは鑑音ではないか、そういうことで本当にメセナのやっている事業というのはこれも一つの評価のバロメーターかななんて思いもあるのですが、ところが私今発言しているのはどっちがいいのか、あるいは具体的にどうすればいいのかと実は妙案なくて発言させていただくのですが、私例えば5番目とか3番目とか、受け付けですよ、行った順番で並んでいるので、あるいは椅子に座ったりして待っていて、大体大人ですからこの辺にばらばらに座っていても来た順番っておのずからわかって並ぶのです。そしたら、私たまたま5番なら5番といたら、仮に5番だったら、その人1人が5席、5枚、5人の分の券買って、五五、二十五で、5番目以降のいい席からとれるはずなのに、正確な数はわかりませんが、極論を言ったらいわゆる一番いい席のところからがばがばがばと売れてしまっているのです。それが余り正確に聞いていませんが、私の勘ぐりで下手したらメセナの販売の担当者、あらかじめ予約してあるのではないぐらいの錯覚するような現象実はありました。だから、そこは何かすべきではないのかななんて思うのです。せっかく早目に行って待って、1人1枚というのももちろん決していいことだとは思いますが、まとめ買いというものもある程度何かコントロールすべきではないのかななんて私3回ぐらい行って感じたのです。つまり会員全体でなくてもい

いのです、売れるのは。会員の人が多分買いに行っているのだから、そこ一々チェックするわけにいかないからいいのですが、あらかじめ余りにもそういう大量に買い込み、あるいは抱え込みという現象がちょっと見えるのです。本当はこの話題は直接担当者の方とそのうち行って実態何とかしてもらえませんかという話したいと思っていたのですが、今たまたま当事者が見えている、教育委員会もいるので、その実態の問題意識を持ってもらって今後の、例えばほかの市町村の施設がどういう状況か正直私調査もしていませんが、どうかその辺の妙案を教育委員会、管理側も含めてメセナさんとの指導と言ったら言葉きついですが、その辺十分なコミュニケーション図って何か改善策を検討してもらえませんか。検討すると言っていたら、それでいいのですが、よろしく。

○教育長（菅原健一） 私は、メセナ協会入っていないものですから、わからないのですが、今そういう話があると初めて聞きました。恐らくメセナ協会が主催の多分事業ではないかなというふうに思うのです、そういうやり方しているのは。

○委員（滝谷 昇） メセナが主催の事業。

○教育長（菅原健一） ええ、メセナ協会が主催してカルチャーでやる事業ではないかなと思っております。今そういうお話をお伺いしましたので、見えておりますけれども、後ほど担当のほうでその辺の実態を聞いて改善できるのかどうかちょっと確認してみたいと思います。

○委員長（山田 勇） 今の答弁でよろしいでしょうか。

○委員（滝谷 昇） はい。

○委員（小久保重孝） 私からは、まずこのカルチャーセンターに関しましては何度も議会で議論がなされていきました。今まで担っていただいたメセナ協会さん、また今回も選定されたメセナ協会さんが悪いということではなくて、非常にやっぱり経費がかかっているという中で管理体制見直すべきだというお話もさせていただいております。今回更新に当たって今回も1団体ということでございますけれども、この委託にかかわる費用、管理にかかわる費用、この辺の話し合いというのはどうなったのか、議会の議論を受けて少し委託料の見直しがあったのか、また委託料の見直しはないけれども、中身については少し変わったのかどうか、もう少しその辺についてご説明いただきたいのですが。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 今回指定管理に当たって債務負担のほうも上程させていただいております。今回9,720万ということで、今年度より約440万ほど減になっているのですが、大きい部分としてはトレーニング室が来年4月から移転するというので指導管理の委託費ですとか、機械の保守経費、そういったものがカルチャーの指定管理料のほうからは減という形になっています。ほか、人件費ですとか、幾分違うところもあるのですが、現在進行中ですが、昨年とことしと2カ年で空調関係大規模に工事しております、今年度大ホールと講堂を工事しております。今までかなり修繕等かかっているかと思うのですが、今回指定管理の経費の部分では昨年、それからことしの空調の工事等で大分修繕のほうもそこまでかからなくて済むのではないかなというようなことを見込んだ部分で今回経費のほう算定させていただいているということで、職員の体制ですとか人数、また再委託等でたしか結構な数あるのですが、やはり長期的なこと、

また利用者の方に不便かけないことを考えればトレーニング室以外の委託の業務等はそう大きく見直しはされておられません。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今債務負担行為のお話がありましたので、四、五百万減額されるのだなということは知っておりましたが、トレーニング室がなくなることで収益も二、三百万でしたか、減額になるということでございますから、一層収支のバランスというのが、四、五百万支出が少なくなってもバランスは余り変わらないのかなというふうに思っておりました。今ご答弁があったように、ほかの部分についての見直しというのは難しいということだというふうに理解をしております。あれだけの施設でございますから、大変やっぱり設備管理に費用がかかるのだなということを改めて認識をしなければならないのですが、ただ今後の長期にわたっては何かしら手段といいますか、方策というものをやっぱり見出していくべきではないかなというふうに思っております。それが何なのかということは、また一般質問等でやらせていただくところなのでしょうけれども、カルチャーセンターに限らず大型施設がこれからトレーニング室、プールもできますし、ふえていく中で非常に費用がかかっていくと。費用がかかっていくということをこうやって民間の団体に委ねていくわけですが、民間の団体も経費を削れといってももうそれは難しいですよと、要するにこれを詰めていくとこの1団体しかない団体ももうやめるかというようなお話にもなりかねないわけでありまして、そういった点で大変ちょっと憂慮しております。そういった議論の中では、以前市長からこういった公の施設を管理させる別の組織というものも必要ではないかというたしか議論もあったかと思えます。指定管理がこうやって更新されるたびにその話を思い出すのですが、今回もそういったことについては以前と変わらずということなので、そのまま仕方ないのだなと思っは見ているのですが、この辺の議論というのは内部的にはいかがなのでしょう。

○教育長（菅原健一） 確かに市長そういうようなことでお話しも議会のほうにもしておりました。我々もその話を受けてどうしようかということでいろいろと相談はしてはいるのですが、なかなか名案も今のところなくて、当分の間は今の形でいくしかないのかなと。また、情勢が変わってそういったどこか特定の団体にやれるような、そんな場面が出てくればまた検討することにはなるかと思えますけれども、現時点では今のところ1カ所にまとめてというふうなのはなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきもの

と決定いたします。

次に、議案第5号 公の施設に係る指定管理者の指定について（伊達市総合体育館温水プール及びトレーニング室）を議題といたします。

それでは、議案第5号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 新しいプールとトレーニング室の関係で指定管理が決まったということで説明をいただいております。それで、体育協会さんにプラスして苫小牧スコールさんということでございますが、この選定に当たっては1者だったのでしょうか、それとも2者だったのでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 今回指定させていただいた1者ともう一者の2者応募ございました。

○委員（小久保重孝） 2者あったということでございますが、今いただいている資料ではその辺の違いがちょっとはつきりわからないのであります。評価についての専門の方が入って見ているところもありますから、それについて異議があるわけでありませぬけれども、改めてこの選定に当たってこの共同事業体がどう優位性があったのかという点をご説明いただけますか。

○教育部長（松下清昭） 先ほどのご説明のとおり、体育協会と株式会社苫小牧スコールの共同事業体と、それと同じく苫小牧の都市総合開発株式会社というところの2者の応募がございました。

そして、総合点の関係でまずお話しいたします。まず、体協と苫小牧スコールのほうの評点が515点という形に出しております。そして、都市総合開発のほうの点数が499点ということで、ここで点差が16点という評価の差がついております。そして、その差でなぜ体協さんとスコールさんになったのかという部分をここから、これは推測しか私も言いようがございませぬけれども、とりあえずこの指定管理については両者とも指定管理の実績はともにある会社でございました。そして、強いて言いますと経済面と申しますか、そちらのほうで指定管理料が若干でありますけれども、体協さんとスコールさんのほうが金額が若干少なかったと。それと、もう一つ、効率性の面からいまして、総合体育館及び他の体育施設との連携といった評価の過程もございまして、その部分でいきますと、体協さんとスコールさんのほうが有利な評定になったのかと私は想定しております。

○委員（小久保重孝） 経済性、また効率性の部分のご説明がありました。実際のところがわからないので、正直なところは本当に書面で決定をそのまま悪い言い方すれぼうのみにするしかないのですが、ただ最善の選択をされたのだらうというふうに信じております。ただ、実際にこれスタートすることを想定したときに、これまでの議会での議論というものがどのように反映されるのかということもやっぱり大変気になるところであります。ソフト面を強化してほしいというお話をさせていただいておりますし、また場合によってはプログラムを有料にするとか、今示している使用条例の中での料金内でおさまる部分とそれ以外の部分とで分けるとか、そんなちょっとお話があったかと思えます。そういったところもこの決定の中身の中ではいろいろとお話があったのかなというふうに想像するのですが、その辺についてはどのようになっておりますか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 今回募集に当たりまして私どももソフト面と申しますか、目的が健康づくり、体力づくりという面もございまして、この施設でのソフト面の充実を図りたいということで今回応募に当たって要領等設定しているのですが、その中で有資格者の配置であるとか、

またプール、トレーニング室でのプログラムを実施することというような業務仕様をもとに応募を  
かけまして、今回2者応募あったわけなのですけれども、それぞれの事業者さん、プールでの教室、  
またトレーニング室、総合体育館といいますが、プールのフロア等使いながら脂肪燃焼のエアロピ  
クスですとか、そういった自主事業としての提案も受けておりまして、そのような中も結果として  
選定に当たって一つの項目にはなっておりますけれども、そのような形で今回取り組ませていただ  
いております。

以上です。

○委員（上村 要） 1点だけお伺いしたいのですけれども、この指定管理期間が今回こちらのほ  
うは2年間というふうになっていますよね。先ほどのカルチャーのほうは5年間ということなので  
すが、これを2年間にしたという理由というのはどういうことなのかお伺いします。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 総合体育館が昨年4月にオープンいたしまして、総合体育館の  
指定管理が4年間になっております。今回温水プール、トレーニング室、総合体育館と一体的な施  
設になっておりまして、条例のほうも改正いただいておりますけれども、全体の施設を総合体育館  
ということで、今回来年の4月からプールとトレーニング室は供用開始になりますけれども、28年  
の3月末が総合体育館のほうの指定管理の期間になってございますので、今回については2カ年と  
いうことで28年度から改めて総合体育館、これはプールとトレーニング室を含めて指定管理の公募  
に入りたいということでの期間設定でございます。

○委員（吉野英雄） この件に関して会派のほうで葛城市のほうへ参りまして、コナミで運営して  
いるところを見てまいりました。ここは、やっぱり何でも無料という考え方からはちょっと発想が  
違うのです。どっちがいいのかというのはわかりませんが、全体として利用者がプログラミング  
の中の有料、あるいはここはコナミスポーツの会員になっていただくような形で逆に利用者を  
ふやしているというようなことをやっております、それがこの伊達市で根づくのかどうかわかりま  
せんが、当面2年間委託をして今後どうやっていくのかということ、全体の収支のことを考えてい  
くと、どっちがいいのかというようなことはやっぱり研究していかなければいけないのかなと思  
いますが、これが2年間進めて途中からそういう会員制だとか有料制ということになっていくと、ま  
たこれ逆の意味の反発があったりなんかするので、この辺をどうやって市民に理解してもらおうか  
というのはなかなか工夫の要るところだなというふうに思うのですが、現状ではなかなか指定管理と  
いっても実際にスコレさんが入ってきていただいて、実績もあるようですので、それなりに期待  
をしているわけですが、この辺のソフトづくりといわゆる料金の関係、この辺はどのように  
バランスをさせていくのかというのはなかなか難しいと思うのですが、この辺今後検討課題とし  
てはどのようなことを考えていらっしゃいますか。

○教育部長（松下清昭） 今回の提案につきましても、有料で提案を受けているものが何件ござ  
います。というのは、あくまでもプールとトレーニング室等を使いまして業者さんがそこで自主事  
業を展開するという部分につきましては、料金は下げたとしても基本的には有料で実施したいとい  
う形を示されております。

○委員（吉野英雄） そのところは、かなり系統立ててきちっと説明して市民の方にわかってい

ただくということが必要だと思うのです。これまでの利用料金から見ると、どうなのかというようなことですか、この料金体系を使ったほうがむしろ前よりも安くなるとか、その辺はきめ細かく説明していかないと、今までと違うではないかというようなことになりかねないので、この辺のところはやっぱりきめ細かく説明をしてわかりやすいような、パンフレットはもちろんスコーレさんのほうでわかりやすいのをつくるのだと思いますが、この辺のところは十分配慮しながらやっていかなくてはいけないなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

○委員長（山田 勇） 答弁はよろしいですか。

○委員（吉野英雄） はい。

○委員（滝谷 昇） 私は、今回の議案は新しくできるプールあるいはトレーニング室ということですね、それは十分承知しているつもりですけれども、さっきから質疑の中で出ているように、基本的にプールと総合体育館と物理的にもつないでいるように、総合的な施設として伊達市の文字どおり体育振興の拠点として位置づけられている施設つくったはずなのです。したがって、当然さっき同僚委員の中でもソフト面でどうなのかとか、つまり我々の議会の場でもそっこのほうに主眼を置いたやりとりをしていたはずですが、それが今、今回の結果を見ますと、1つは要するに指定管理者の表現何だったっけ、受任者という正式な表現だったっけ、要は受けるのとしては外部の血も入れている団体が受けたということについては、それは一つの進歩というか、狙いに近い動きになったのかなと思うのですが、私は先ほどからの答弁に出ているように正式に聞いているわけでありませんが、今回の応募の中で本当にノウハウを持った精通したいいわゆる大手だとかが水面下の中で来ていたみたいで、私も実は体育協会の理事ではないです。総会の構成員の一人として当然の話、関心を持ってそういう意味の体育協会内部でも動いてきたつもりですが、残念ながら結果としてこういう、私はまだまだそういうそもそもこの施設をつくった目的からすれば今回絶対一歩でも二歩も飛躍した行動がスタートできるチャンスだったのになという思いを持っていて、結果でいっても何でこんな中途半端な、同じJV組んででも、私はこんな言葉で言っていていいかわからないながらあえて言いますが、私は受任者としてやっぱり地元の体協ということも水面下でも主張していた一人ですから、そういう意味では体協というのもいいのですが、いわゆるノウハウを持った人と連携をとって、それをより強めて本来の施設の目的のために私はたくさん努力、あるいはやりがいのあることのきっかけづくりになったのに、残念ながらどうも中途半端な動きになってしまったという実は思いがあるものですから、管理者側としてのことでよりここで論議できませんので、ちょっと確認をする意味で質問させていただきますが、教育委員会として総合体育館プラスもちろん今回の本来のこのことについてどこまで求めていますか。要するに単なる市民が来て泳いで遊んでくる、どうぞおいでくださいと、そしてそこ活用してくださいと、そして利用率が高かったというような感じの受けとめ方でいいのか。私は、こういう施設利用して本当に、そういう意味ではカルチャーも一緒ですけれども、外へ出て、うちら例えばコミセンだとか何か施設あるわけです。そして、わざわざ中心のこっちに来なくても、でなくてその施設を活用して体力づくり、じいちゃん、ばあちゃん体力づくりとか、何とかかんとかというようなものまでできるような受任者、正式かどうかわかりませんが、要するに今回指定管理者となるものに私はその期待していたのですが、残念



ながらどうもそんな動きでなさそうなのですが、期待はしていますが、そこまで残念ながらいかな  
いような気もしますので、とはいいながら教育委員会としてどうですか。今回の施設についてそう  
いうこと、要するに指定管理者になる人方についてそういう期待を教育委員会としても持っていま  
すか、持っていませんか、どうですか。

○教育部長（松下清昭） 私どもとしまして、あくまでも市民の方の健康づくり、体力づくり、  
その辺は前から言っていますようにそこを中心に置きまして、この指定管理につきましては体育館  
とはまた違った視点でソフト事業の展開をいかにやっていけるのかという視点で物は考えておりま  
した。そして、今滝谷委員のほうからお話あったように大手というお話も、体協さんのほうからは  
そんなようなお話も一時期は聞いておりましたけれども、現実的にこの応募には応じてきておりま  
せんので、あとこの大手と例えば苦小牧スコアさんのお話になりますけれども、そこが劣ってい  
るかどうかというのは確かにその大手と苦小牧と深川にある会社という比較しますと、大手よりは  
落ちるのかもしれませんが、とりあえずこのソフト事業を展開していただくの能力は持って  
いる企業だと私どもは考えております。

○委員（滝谷 昇） 私は、教育委員会だけをもちろん責めるつもりはありませんし、それなりの  
努力、あるいは方向性を持って動いていた、あるいは動いているという認識はもちろん持っている  
一人ですけれども、ただ残念ながらそういういいきっかけを活用できなかったなど。ただ、あと2  
年後に改めてそういう目的を持った機能を果たせるような体制づくりにするチャンスがありますか  
ら、それはそれまで、今回ともかく議案として提案になるぐらいまでなってしまったから、これは  
どうしようもないなと思っているのですが、ただ承知できぬでこれで否決したらどうなるのかなな  
んて思ったりもしました。そうやれば直営になるわけでしょうから、そんなことはなおさら混乱す  
るのかななんて思いもあって、私は本当にこれから期待せざるを得ないですけれども、この辺のこ  
れは体協内部の課題になってしまいますけれども、本当に何を考えてこういう指定管理者を受ける  
行動をしてきたのかななんてこの結果論を見て非常に腹立たしい思いであります。ただ、そうはい  
いながら口説いてばかりいてもしょうがありませんから、ぜひ教育委員会にお願いしたいのは、そ  
ういう要するに今の時代待ちの体制ではだめです、やっぱり。こういう施設を本来つくった目的を  
果たすために外に出ていく、要するに攻撃ぐらいの、それぐらいの発想した行動でないと、私手前  
みそで言わせてもらえば地元のそういう団体の人たちをなぜ重んじてきたかだとか、それだけでは  
もちろんノウハウがないから、本格的な連携とったりなんかする体制をやってそういう目的果たす  
ような本当は地元の団体であればよかったのですが、残念ながらそうないので、今後何だかんだ言  
ってもとにかく指定管理者決まりますから、ぜひ決まった後でもそういう狙いを実現できるような  
管理者側としての努力をするよう要求して、私の質疑終わります。

○委員長（山田 勇） 答弁はよろしいですね。

○委員（滝谷 昇） はい。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第5号の討論に入ります。

議案第5号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

皆様、ご苦勞さまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時53分）